

川越市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 川越商工会議所及び株式会社まちづくり川越は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、川越市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、株式会社まちづくり川越に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画及びその実施に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 川越商工会議所
 - (2) 株式会社まちづくり川越
 - (3) 川越市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第6条 協議会は、前条第1項各号に掲げる者が指名する者をもって委員とする。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(タウンマネージャー)

第9条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置することができる。

- 2 タウンマネージャーは、運営委員会の審議を経て、会長が委嘱する。
- 3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(召集)

第10条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が召集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。この場合において、会議への委員以外の者の出席は、認めないものとする。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、特に必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、会議に関係者の出席を求め、又は資料を提出させることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(総会)

第13条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他協議会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。この場合において、会議への委員以外の者の出席は、認めないものとする。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会等)

第14条 協議会の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、協議会に運営委員会、ワーキンググループ等の下部組織（以下「運営委員会等」という。）を置くことができる。

2 運営委員会等の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、予算の定めるところにより、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第16条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 会議の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、株式会社まちづくり川越がこれを決算する。

(事務局)

第19条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社まちづくり川越が処理する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月20日から施行する。